

8.手形行為の成立

8-1.手形行為の意義と性質

(1)意義

手形行為＝手形上に行われる法律行為＝約束手形の場合、振出・裏書・保証

(2)性質

書面性	手形行為は手形という書面上に行われなければならない
要式性（要式証券）	手形行為は法律の定める方式に従って行われなければならない
文言性（文言証券）	手形行為は手形に記載されたところを意思表示の内容とする法律行為 →手形行為により生じる権利の内容は、もっぱら手形上の記載によって決定される
無因性（無因証券）	手形行為は原因関係の存否、有効・無効の影響を受けず ←手形行為は単純でなければならない（手 12 I ・ 75② ・ 77 I ①）

(3)手形行為の解釈

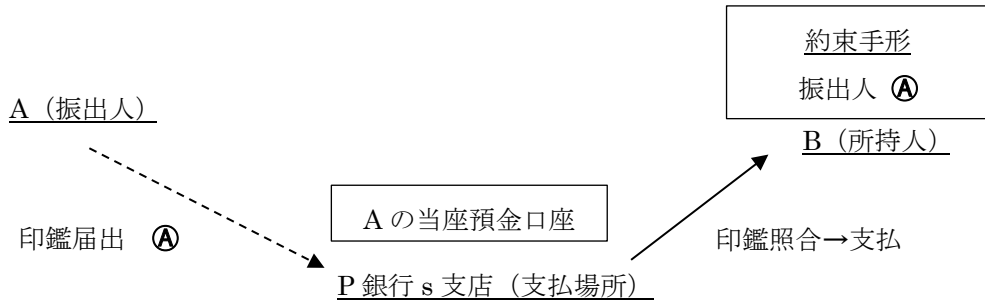
法律行為の解釈→手形行為の解釈は？

＝手形客観解釈の原則（←文言性） 手形に記載された文言 ⇔ 記載されていない事情

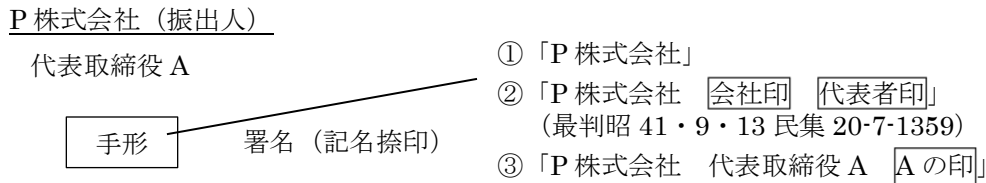
8-2.署名

(1)方式——署名の必要性（手 13 I ・ 75⑦ ・ 77 I ① etc.）

署名＝自署＋記名捺印（手 82）



(2)法人の署名



③の記名捺印はAが自らしなければならぬ？

事例 8-a 代理関係の表示を欠く署名 [テキスト事例 7-1 を一部変更]

P 合資会社の代表社員 (会社 599 I) A は、約束手形の振出人欄に「P 合資会社 A [Aの印]」という記名捺印をした。この手形は、(ア) A が P 会社を代表して振り出したものと考えべきか、(イ) A 個人が振り出したもの (「P 合資会社」とは A の勤務先を示すだけ) と考えるべきか。

最判昭 47・2・10 民集 26-1-17

「法人の代表者が法人を代表して手形を振り出す場合には、手形に法人のためにする旨を表示して代表者自ら署名しなければならないが、手形上の表示から、その手形の振出が法人のためにされたものか、代表者個人のためにされたものか判定しがたい場合においても、手形の文言証券たる性質上、そのいずれであるかを手形外の証拠によつて決することは許されない。そして、手形の記載のみでは、その記載が法人のためにする旨の表示であるとも、また、代表者個人のためにする表示であるとも解しうる場合…には、手形取引の安全を保護するために、手形所持人は、法人および代表者個人のいずれに対しても手形金の請求をすることができ、請求を受けた者は、その振出が真実いずれの趣旨でなされたかを知っていた直接の相手方に対しては、その旨の人的抗弁を主張しうるものと解するのが相当である。」

(3)他人の名称による署名

事例 8-b 他人の名称による署名 [テキスト事例 5-1]

Y は、自らが代表取締役を務める甲会社が取引停止処分を受けたために、実兄 A 名義の当座預金口座を開設して、多数回にわたり A 名義で手形を振り出した。この手形の所持人 X は、Y に対して手形の支払を請求することができるか。

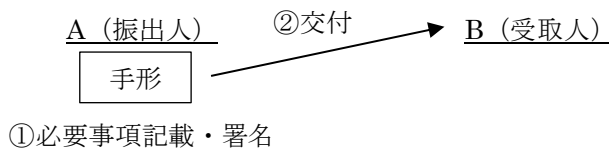
最判昭 43・12・12 民集 22-13-2963

「このような事実関係のもとにおいては、[Y] は、自己を表示する名称として [A] 名義を使用したものと認めることができるから、その名義を用いた手形署名は [Y] 自身の署名とみるべきであり、したがって、[Y] は、本件約束手形の振出人として、その手形金支払の義務を負うものといわなければならない。」

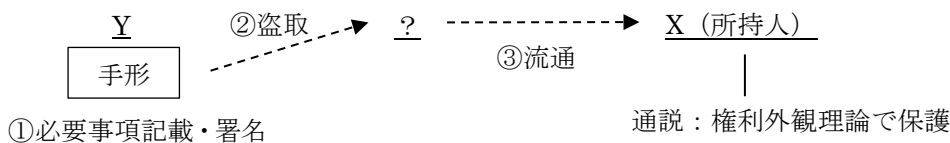
8-3.手形の交付

(1)交付契約説

契約の成立（民 522 I）→手形行為の成立は？

**事例 8-c** 交付欠缺 [テキスト事例 5-2 を一部変更]

Y は、取引先 A に対する債務支払のため、約束手形用紙に必要事項を記載して署名した上で、A に交付するため手形を机上に置いていたところ、その手形が Y の外出中に何者かによって盗取された。その後、この手形が流通し、X の所持するところとなった。X は Y に対して手形の支払を請求することができるか。なお、手形上、X までの裏書の連続はある。



(2)権利外観理論

①手形上の権利があるような外観がある場合（外観の存在）

②外観の作出について責任を負う者は（帰責性）

③外観を正当に信頼した者に（正当な信頼）

④外観どおりの責任を負う

(3)判例

最判昭 46・11・16 民集 25-8-1173

「手形の流通証券としての特質にかんがみれば、流通におく意思で約束手形に振出人としての署名または記名押印をした者は、たまたま右手形が盗難・紛失等のため、その者の意思によらずに流通におかれた場合でも、連続した裏書のある右手形の所持人に対しては、悪意または重大な過失によつて同人がこれを取得したことを主張・立証しないかぎり、振出人としての手形債務を負うものと解するのが相当である。」